

じくまき

19.6.14

(第三種郵便物認可)

【購読料1ヶ月3800円・消費税込み】

## わたしの視点

羽鳥 巨

4月から商標法が一  
部改正されて、小売業

者・卸業者がその業  
務に係る小売・卸売に  
使用する商標を保護す  
る小売等役務商標の商  
標登録出願の受付が開  
始されました。

スーパーマーケット

やコンビニ、ドラッグ  
ストアや本屋・衣料品  
店などの小売業や卸売  
業を営む皆さんには、自  
社が取扱う商品を販売  
するために、店舗の品  
揃え、商品展示、接客  
サービス、商品選択の  
工夫等、お客様に対す  
る付随的なサービスを  
えられており、独立し

行っています。

今回の商標法改正  
は、このようなサービ  
ス活動においてお店の  
看板や、店員の名札、

## 小売商標の重要性



羽鳥 巨（はとりわたり）氏  
1957年生  
東京三洋電機特許部  
裁判所に訴えられる恐  
れがあります。  
産業戦略会議委員、弁理  
士会関東支部副支部長

ショッピングセンター等  
に使用されている商標  
を商標登録で保護しよ  
うとする改正です。

従来、小売業者や卸  
業者が提供する品揃  
えや接客等のサービス  
は、商標法上、商品販  
売に付随する役務と考  
えられています。

た場合は、使用差止め  
請求が可能③  
り、かつ、商標権取得  
損害賠償請求が可能③  
に使用している場合、他  
人が洋服の小売につい  
て「A」という商標  
を権利取得した場合に  
は、商標権侵害として  
訴えられます。

現時点では、その重要  
性があまり認識されて  
おらず、マスコミ報道  
も少ないように思われ  
ます。

た役務と認められてい  
なかつたために、商標  
としての保護が行われ  
ていませんでした。このため、従来は34  
の分類に区分された取  
り扱う商品群ごとに多  
く区別して商標登録を  
行なっていました。しかし、  
日本全国でその商標権  
者がだけが、権利取得し  
た範囲についてその商  
標使用を独占すること  
ができ、また、他人が  
同一・類似商標を使用  
することを防止②他人  
が勝手に商標を真似し  
くなってしまいます。

また、現在、自分が  
「A」という商標を  
洋服小売業の看板とし  
て「A」という商標を  
付される重要な商標使  
用行為が保護されなく  
なり、さらに、他人の  
無断使用に対しても文  
句を言うことが出来な  
ります。

後で「法律改正を知  
らなかつた」という  
言い訳は出来ませんの  
で、ご自分が現在使用  
している小売商標があ  
る場合には、一度専門  
家である弁理士にご相  
談下さい。